

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」(観光庁)

鳥取島根エリアの高付加価値なインバウンド観光地づくり事業における

「テストマーケティング業務」

公募説明書

1. 事業名

鳥取島根エリアの高付加価値なインバウンド観光地づくり事業における「テストマーケティング業務」

2. 履行期間

契約締結の日から令和8年2月20日(金)まで

3. 事業の目的

- ・観光庁では、今後のインバウンドの本格的な回復を見据え、訪日観光における消費単価が高い傾向にある高付加価値旅行者の地方への誘客を促進することとしている。このような背景のもと、観光庁において、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」を策定(2022年5月)、同アクションプランに基づき、高付加価値旅行者の誘客に向けて集中的な支援を行うモデル観光地として、「鳥取島根エリア」を含め11地域が選定された(2023年3月)。2024年9月には、新たに3地域が選定され、全14地域となっている。

【観光庁ホームページ 訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進】

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kai_fuku/kofukakachi.html

- ・SAN' IN 観光ビジネス推進企業体(以下「企業体」という。)は、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業・モデル観光地に選定され、2023年度に山陰エリアのマスタープラン(以下「MP」という。)を策定するなど、高付加価値旅行者の山陰エリアへの誘客を目指している。

令和6年度は、鳥取・島根エリア内(以下、「エリア内」という。)独自のコアバリューを定めコアバリューを広く周知するためのブランドブックの作成やコアバリューに紐づいた体験コンテンツの造成をし、販売や運営の課題の把握を行ったところである。

本事業ではテーマ別の専門家や海外旅行会社や国内DMCなどを招聘するFAMトリップを実施し、地域全体のストーリーのブラッシュアップ、体験コンテンツ

や地域の受け皿の検証と改善、マーケットイン目線を意識したプロトタイプツアの造成をすること及び販売プロモーション用のツールの造成を目的とする。

なお、本事業は、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」（2022年5月観光庁制定）、MP（2024年3月策定/2025年3月改訂）及びブランドブック（別添／英語のみ）を理解したうえで実施すること。

4. 業務内容

上記の目的を踏まえ、次の業務を遂行すること。また、別事業で造成する体験コンテンツ（過年度造成したコンテンツの磨き上げや新規造成）と連携して業務を行うこととする。

1) 販売ツールの作成

(ア) ホームページの作成

地域のブランディングの発信、滞在時に体験できるコンテンツの紹介、高付加価値な宿泊施設や交通手段、スルーガイドの紹介など、海外旅行社および国内 DMC のみならず BtoC にも訴求するために必要な情報を掲載すること。

※使用する言語は英語を必須とする

< ホームページの構成要素 >

- (1) 山陰地方の概要、コアバリューの要素
- (2) 別事業で造成する体験コンテンツの情報
- (3) 「イ」で造成する動画
- (4) 企業体の情報と問い合わせフォーム

(イ) 動画の作成及び画像の提供

ブランディングを表現し、ターゲットとなる高付加価値旅行者に訴求するための動画1本、体験コンテンツにフォーカスしたプロモーション動画を4本以上作成すること。

作成した動画は「ア」にて造成する HP への掲載や海外旅行会社や国内 DMC へのセールス用のツールとして活用する。

また、必要に応じてブランディングや体験コンテンツを現す画像を提供すること。

<想定する動画の長さ>

- (1) 地域のブランディングを表現する動画 3～5分程度
- (2) 体験コンテンツにフォーカスしたプロモーション動画 1～2分程度

(ウ) モデルプランの作成

施策4で造成する体験コンテンツを盛り込んだモデルプラン（2泊3日程度）を2つ以上造成すること

2) FAM トリップの実施

別事業で造成した体験コンテンツを組み込み、高付加価値旅行者に対応できる宿泊施設、交通手段、スルーガイドなどを活用した2泊3日程度のFAMトリップを3回以上企画し、実施すること。

FAMトリップ実施においては実際に海外旅行社や国内DMCに提供するプロトタイプツアーの実践の場であることを意識すること。

招聘する事業者の候補を提案し、実施主体と協議のうえ選定すること。

また、FAMツアーを効果的に行うための検証項目の設計、分析方法を提案し、実施すること。

3) マスタープランのブラッシュアップ

(ア) ターゲットの細分化

既存顧客、海外旅行社や国内DMCのFAMトリップ実施時のヒアリング及びアンケートを通じ、属性などにより顧客を細分化したうえで、ターゲット（ブランドターゲット及びマーケティングターゲット）、さらにはターゲットごとのニーズや期待商品単価等を明確にすること。

(イ) 上記で導出されたターゲットニーズや国内外の競合他地域分析を踏まえつつ、マスタープラン全体の改善をはかること。

4) 業務管理・事業全体運営

(ア) 別事業にて（組成する体験コンテンツ造成チームの業務遂行状況等）と連携し、FAMツアーの企画・設計を行うこと。

(イ) 鳥取島根エリアの推進についての助言（地域の定例会議への参加）を行うこと。

(ウ) 他事業含めて事業全体についての助言を行うこと。

1) ～4) における共通事項

業務を遂行する上で、次のことに留意して実行すること。

- (1) 業務の実施にあたって、企業体に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。
- (2) 企業体への連絡及び報告に使用する言語は日本語とする。
- (3) 各業務の準備を含む実施時期等、事業スケジュールを提案書へ具体的に記載すること。
- (4) 各業務を運営管理する者（以下「進行管理者」という。）を指定したうえで、事業者内の役割分担等について企画提案書に記載すること。進行管理者は本業務が円滑に運営されるよう相互調整を行いつつ業務の進捗等について把握し、個別事業の進捗や担当者の認識に齟齬等が出ないように努めること。
- (5) 事業の実施結果については事業実施報告書により報告し、報告内容については、事前に企業体に確認のうえ、取り纏めること。
- (6) 業務の実施に際しては、企業体との連絡調整を十分に行い、円滑な事業実施に努めることとする。
- (7) 企業体が今年度実施する別事業と連携をすること。

5. 事業報告書の作成

当該事業終了後すみやかに、以下の内容を記載した事業報告書を作成すること。

1) 記載内容詳細

- ・ 事業実施結果の概要
- ・ 取組内容詳細
- ・ 解決すべき課題とその状況、対応策等
- ・ 経費内訳※
- ・ 総括

※ 対象経費確認等のための「2025年度版 事業の手引き」は受託事業者のみに開示する。

2) 留意点

- ・ 企業体と十分にコミュニケーションをはかりながら、事業報告書を作成すること。
- ・ 事業実施状況、経緯、結果、課題等を分かり易く編集すること。

6. 成果物の内容

本事業の成果物として、以下の納品物を提出すること。

- ・プロトタイプツアー
- ・モデルプラン
- ・販売ツール（HP、動画、画像）
- ・事業報告書※
 ※ 上記はすべて電子データの提出のため書面や冊子は不要、またファイルの種類やフォーマットは問わない
- ・委託業務に係る経費証憑書類及び関係証拠書類
- ・各会議の議事録

7. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。

8. 作成物に関する権利の帰属

業務を遂行する上において、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て企業体に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約束するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ企業体に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記（1）（2）（3）の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

9. その他

- (1) 本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む。）は、期間の制限なく無償でホームページ、印刷物等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配付等）することを想定し、二次利用可能な権利関係に関する著作権の許諾等の手続きを行うこと。また、本業務における成果品に

関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、企業体に帰属するものとする。

- (2) 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。
- (3) 業務の実施に伴い知り得た企業体及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。
- (4) 企業体は、業務実施過程において本業務説明書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (5) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに企業体に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (6) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により企業体と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により企業体に事前に報告し承認を得るものとする。
- (7) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、企業体は契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。
- (8) 契約代金の支払いに関しては、企業体と協議の上、決定するものとし、計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書等から、その費用を差し引いた額で精算するものとする。
- (9) 安全の確保に配慮した体制を整えて業務を遂行すること。自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに企業体へ相談し、指示に従うこと。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、企業体と別途協議の上、処理すること。
- (11) 企業体は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を企業体HP等に公開する。公開に関して、受託者はこれを了承するものとする。
- (12) この事業は、観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」に基づく事業であるため、その「モデル観光地への支援内容について」の事業実施の手引きを事業受託後に確認し、その内容に沿って実施すること。

〒690-0877 島根県松江市殿町 43 3F
SAN' IN 観光ビジネス推進企業体
担当 広瀬、肥後
電話：0852-61-8015
E-mail: kankou@expe-s.com